

嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名

嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務

(2) 業務目的

本業務では、新たな地域拠点としての塩田庁舎の在り方や求められる機能について、アンケート調査による住民意向調査、ワークショップの企画・運営及び塩田庁舎等（塩田庁舎及び周辺施設）の利活用検討に当たり実施する「嬉野市塩田庁舎等利活用検討委員会」（以下「検討委員会」という。）において、専門的見地からの運営支援を行うとともに、その検討結果を基にした「嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想」の策定を支援することを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

2. 適用範囲及び関係法令等

本仕様書は、嬉野市（以下「発注者」という）が実施する「嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想策定支援業務」に適用するものとし、本業務の履行にあたって業務の受注者（以下「受注者」という）は、本仕様書に基づくほか、下記の関係法令等に準拠して業務を行うものとする。

- ・嬉野市庁舎整備基本構想
- ・嬉野市総合計画
- ・嬉野市公共施設等総合管理計画
- ・嬉野市公共施設個別施設計画
- ・嬉野市立地適正化計画
- ・嬉野市都市計画マスタープラン
- ・嬉野市緑の基本計画
- ・嬉野市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方自治法
- ・都市計画法
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・嬉野市個人情報保護条例
- ・嬉野市契約規則及びその他関係諸規程
- ・その他関係法令並びに嬉野市関連計画等

3. 業務要件

- (1) 「受注者」は、本業務に関する契約図書、業務の目的や貸与資料等を十分に把握した上で、業務の全体工程と作業体制を検討並びに業務計画書の提出を行う。
- (2) 本業務で収集した資料の取扱いに十分注意し、破損・紛失等を防止に努める。
- (3) 作業の進捗状況について、「発注者」の要求があった場合には、直ちに「発注者」に報告しなければならない。
- (4) 本業務の借用物及び本業務の実施中に生じる全ての成果品を、「発注者」の許可なく他に公表及び貸与してはならない。
- (5) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合、「発注者」・「受注者」協議の上業務を遂行しなければならない。

4. 業務体制

管理技術者は、高度な専門知識が必要との観点から次の資格のいずれかを有するものとし、公共施設等のマネジメント計画や基本構想策定の実務経験を有し、かつ、相当の経験及び知識を有した技術者を選任するものとする。

- (1) 技術士（都市及び地方計画）
- (2) R C C M（都市計画及び地方計画）

また、業務の実施に当たり、まちづくりやエリアマネジメントを伴う公共施設の再編や公共施設マネジメントに係るワークショップなど専門性の高い項目の検討に実績のある有識者等の協力が得られる体制を確保するものとする。

5. 提出書類

「受注者」は、本業務の実施にあたり、下記の書類を速やかに「発注者」に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 作業着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
- (4) 工程表
- (5) その他「発注者」が指示する書類

6. 業務内容

(1) 住民意向調査

塩田庁舎等利活用基本構想の検討に係るアンケート調査を行う。

調査対象は塩田地区の4コミュニティ（久間・大草野・塩田・五町田）に居住する住民、計600世帯とし、郵送等による配布・回収を行うものとする。

①アンケート調査票の設計

「受注者」は、塩田庁舎等利活用基本構想の検討に必要な設問及び設問構成について、アンケート調査票の設計を行う。

②アンケート調査

ア「発注者」は、塩田地区に居住する住民をランダムに600世帯を抽出するとともに、発送用宛名ラベルの提供を行う。

イ「受注者」は、アンケート調査票の発送準備、発送・回収用封筒の準備を行うものとし、発送・回収費用（切手代）を負担する。

③アンケート調査結果のデータ入力、集計、分析

郵送により回収するアンケート調査票は、360票（60%）を目標とし、「受注者」は、回収されたアンケート調査票よりデータ入力・集計を行い、必要な分析を行う。

- (2) 検討委員会等の支援及びワークショップの企画・運営
市が設置する検討委員会の支援を行うと共に、塩田庁舎等の在り方や求められる機能に係るワークショップの企画・運営を行う。
検討委員会支援及びワークショップの運営に当たっては、業務の進捗に応じて適切な打合せ協議を行い、その協議事項を協議録として記録し提出するものとする。
- (3) 塩田庁舎等利活用基本構想（案）の策定
住民意向調査、ワークショップ、検討委員会の検討結果を踏まえ、塩田地区の将来ビジョンに基づく塩田庁舎の機能及び周辺公共施設を含む機能再編について、嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想（案）として取りまとめを行う。
また、基本構想について簡略的にまとめた概要版の作成を行うものとする。

7. 打合せ協議

上記着手時のほか、業務実施上の主要な区切りとなる時点（中間報告、成果品とりまとめ時など）においては、適宜、打合せ協議を行うものとし、協議内容について打合せ協議簿を作成し、相互に確認するものとする。

8. 成果品

- (1) 本業務の納入成果品は次のとおりとする。

①嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想（案）	10部
②嬉野市塩田庁舎等利活用基本構想（案）概要版	20部
③業務報告書（業務概要、アンケート結果、委員会資料、議事録等）	2部
④上記「①～②」の電子データ（CD-R）	一式
⑤その他関連資料	一式

- (2) 成果品の帰属

- ①成果品の権利は全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- ②成果納入後に受注者の責に帰すべき誤りが発見され、発注者がこの訂正を要求した場合、受注者の負担において速やかに訂正しなければならない。